

作成者: 有機穀物生産者ウォーター氏

(タテノコーポレーションで原文に忠実に翻訳しています)

在ドイツ南部アーレン市「ハイマッツミュレ社」有機穀物契約農家

(ハイマッツミュレ社は、『バイオコン有機穀物』製品の製粉会社です。)

輸入者: 株式会社タテノコーポレーション 輸入食品チーム

輸入者住所: 東京都中央区日本橋小網町 19-7 TEL: 070-2464-5632

有機 JAS 認証番号: 第 1462 号(有機農産物加工食品)、第 1466 号(有機農産物)

「ドイツの有機農法について」

- ドイツの有機農業では、殺虫剤、除草剤、殺菌剤を使用することは法律で禁止されています。従って、それらの農薬を使用せずに穀物への病虫害を予防し収穫率を上げる方法として以下の様な有機農法を行っています。
- 広範囲な圃場での輪作基準に沿って、①果菜と葉菜、②穀類(トウモロコシ等)と葉菜等異なる農作物を交互に栽培することで病虫害を予防し、作物の残渣(ザンサ)を利用し自然の方法で腐葉土を生成することで土壌改良剤などを使用せず自然の力で肥沃な土壌を作っています。
- 典型的な輪作では、冬作物、夏作物、根菜、冬作物、夏作物、クローバーとなります。又は、①冬小麦、春大麦、馬鈴薯、冬ライ麦、オーツ麦、レッドクローバー、②スペルト小麦、オーツ麦、野豆、冬小麦、ライ小麦、アルファルファ(ムラサキウマゴヤシ)の2種類のサイクルで栽培します。
- 穀物の有機栽培では、過密な播種密度を避け、作物が光と空気を十分に受けることで病虫害の影響が少なく安定した収穫を得ることが出来ます。
- 粉碎した大麦と雑草を撒くこともあります。但し雑草の過剰使用には注意が必要です。
- ドイツの有機農法は、有機土壌(圃場)でのみ行われます。慣行栽培と有機栽培を同一土壌で栽培することは有機栽培の観点から禁止されていますのでコンタミの心配はありません。完全に有機土壌として改良された土壌にのみ有機栽培が可能です。
- ドイツにおける慣行栽培から有機栽培への土壌改良期間は、改良前の栽培状況にもよりますが3~5年が必要です。最低3年と言うのは、土壌改良以前にクローバーやクローバー系ミックスを栽培していた土壌に限るという条件が付けられています。
- 有機認証又はエコロジカルな農法を取得する工程というのは、政府の有機認証機関による厳しい土壌検査と認証機関の指導の下に、有機土壌を維持した生産者にのみ付与されます。それぞれ有機認証番号によって管理されています。

以上